

**令和5年2月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和5年2月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和5年2月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和5年2月20日(月) 午前9時30分～午前10時45分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |
| 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |           |

欠席委員 1人

農業委員 1人

2. 宮武 雅毅

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主査 岩崎 正英

主任 中山 弘美

主任 山根 大雅

## その他の出席者

農林水産課 西山 善行

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
3. 丸亀市賃借料情報について
4. その他

### 報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 許可後の事業計画変更申請について

### 報告

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第4号 許可後の取消願について

報告第5号 許可申請の取下願について

## 令和5年2月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さんおはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和5年2月の農業委員会定例総会を開会いたします。最初に、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。①総会の次第（裏面に定例農家相談会開催結果と次回日程）です。②カラー刷りの令和4年分丸亀市賃借料情報です。また、事前に送付しています議案書等もお出しください。それでは、恒例の活動記録をお出しください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら記載をお願いいたします。次に、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 皆さんおはようございます。昨日、春一番が吹きまして、大分春らしくなってきたと感じます。今日もお忙しい中、2月総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今月16日に県下8市農業委員会会長事務局長会議を観音寺市で行いました。当面のいろいろな課題について、勉強したり話し合いをしたりする会でした。今年は法律改正により、4月から農地法3条申請の下限面積が撤廃される。それから、3年3作とって、農地を購入したら、最低3年間3作は耕作しなければならないという規定がありましたが、それが撤廃されました。意図的に、農地で買って、転用する人が出てこないか心配していたところでした。それに対して、県農業会議近藤事務局長に見解をお聞きしました。下限面積の撤廃、また、3年3作という規定が無くなりますが、大切な農地を農地として守るという法律の精神が変わったわけではありませぬので、面積が少なくとも、きちんと農業をしてもらおうと、それから3年だということではなくて、3年以上ずっと、極端に言えば、永久にずっと農業してくださいという気持ちで申請の受付もするし、総会での審議もしてくださいという話でした。それと、委員の任期が今年の7月19日で終わることになります。各地域で、次の委員の選定にご苦労いただいていると思います。先般、中間の取りまとめを出していただきました。事務局長に聞くと、中立委員を除いて15人ですが、残留を希望する委員が1人ということを知り、これはまずいと思っています。非常に農業状況が厳しく、また、それに対応する農業委員会業務というのも大切になってきますので、できる方は引き続きやっただけであればありがたいと思います。

それでは、議事を進めます。本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、8番高吉委員と9番久米委員をお願いいたします。それでは農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案する議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の農政に関する議題として、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、議題3「丸亀市賃借料情報について」、議題4その他です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお

願います。

●農林水産課（西山善行君） 皆さんおはようございます。令和5年2月1日締切2月分丸亀農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更につきまして、ご報告いたします。お手元の「農業振興地域整備計画の変更について」をご準備ください。表紙の次が「変更等理由書」、続きまして「位置図」があります。1ページから順にご説明いたします。

番号2の1、飯山町川原・・・面積32.00㎡を・・・が進入路を整備します。

番号2の2、飯山町東坂元・・・面積2,433.00㎡の内360.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

以上、2件、392.00㎡申出となっています。変更区分・地域別の内訳は、2ページの表にあります。よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、「農業振興地域整備計画の変更について」は異議のないものいたします。西山さん、ありがとうございました。

それでは、議題2「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。資料として、丸亀市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」「改正前」と「改正後」をホッチキス留めしている資料をご覧ください。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正については、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法第7条において、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、推進の方法、目標達成状況の評価の方法について、指針を定めなければならないとなっていて、今回、指針を未作成の市町はその作成を、丸亀市のように既に作成済みの市町は、今回追加になる評価の方法などの追記が必要になりました。また、この指針は必要に応じて見直し、この見直し時には推進委員の意見を聴かなければならないとなっていて、変更後はホームページ等での公表が必要となります。丸亀市の指針は令和2年度に計画変更を行っていて、5年度末までの目標値が設定されています。今回の修正では、5年度末までのこの計画の目標値は残し、農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、目標地図の作成が法定化されたことや、目標の評価の方法などの記載を追記するものであります。令和2年度に改正した指針と、今回の修正した指針を提示しますので、修正点等ありましたら、お手数ですが、今月末までに農業委員会事務局までご連絡をお願いいたします。期間が短くて申し訳ありませんが、委員からご意見等ありましたら、役員会で協議して、修正させていただき、3月総会で最終の報告をさせていただきたいと思っております。指針については以上です。

●会長（松岡繁君） この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、ご意見がありましたら、今月末までに事務局へご連絡ください。内容を精査して、役員会で決定し、3月総会で報告します。

それでは、議題3「丸亀市賃借料情報」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） それでは、資料として、カラー刷りの「令和4年分度丸亀市賃借料情報」をご覧ください。農地法が平成21年に改正され、それまでの標準小作料制度というのが廃止されました。そこで、農地の貸借は原則として自由契約になっています。それまでの標準小作料の制度が終わり、賃借料の目安として、その状況を毎年、地区ごとに集計して、ホームページ等で公表することになっています。今回この令和4年分のデータをホームページにアップロードする予定です。なお、最終行にも記載している通り、近年は9割強が使用貸借、つまり無料の貸借になっています。よって賃貸借については、サンプル数が非常に少なくなります。そのため、毎年の金額の変動は大きくなって参ります。農家の方から問い合わせがありました場合は、これはあくまで参考ですということで、市ホームページの農業委員会のところに掲載していますということをお知らせいただければと思います。以上です。

●会長（松岡繁君） この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、「丸亀市賃借料情報」は市ホームページの農業委員会のページに掲載いたします。その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 農地法改正に伴う別段面積（下限面積）の廃止について報告いたします。こちらについては資料はありません。なお、下限面積は農地法の中では別段面積という表記になっています。私が別段面積と言いましたら下限面積と読みかえてください。それで、農地法第3条の許可要件の1つに、別段面積要件があり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地面積が一定規模以上でなければ許可できない規定があります。これは経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後の経営面積が都府県では、50アール以上にならないと許可できないとされていました。しかし、平成21年12月15日に施行された「農地法等の一部を改正する法律」により、これまで県知事に設定権限があった別段面積の設定について、農業委員会において、地域の実情に応じ、各農業委員会の判断で別段面積を設定することができることとなりました。これを受けて、農業委員会は毎年、別段面積の設定または修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果などに基づき検討し、設定した別段面積及び設定理由、設定しない場合はその理由を市町村のホームページで公表することとされています。本市では、平成25年5月、陸地部の別段面積を30アール、島しょ部の別段面積を10アールと設定して、毎年、通常総会で委員に諮り、決定し、市のホームページで公表していました。しかし、農業新聞等でご存知の方も多いと思いますが、昨年5月に「農地関連法の一

部改正法」が成立し、本年4月1日施行となり、農地の受け手として中小家族経営や半農半Xが認められたことを踏まえ、農地法第3条における農地の権利取得の下限面積要件並びに農業委員会が定める別段面積が撤廃されることとなります。ちなみに農地法3条の所有権移転の許可要件は、今申しました30アールの下限面積要件、それから農業経験や農機具、通作距離など農地を効率的に使えるかの全部効率利用要件、それから年間150日以上農業に従事できるかの常時従事要件、地域との調和要件などがあり、このうちの下限面積要件がなくなりますが、その他の要件は残ります。4月からは、農地の下限面積を除いた要件で、農地を農地として所有権移転する場合の申請を受け付けるようになります。また、昨年11月に「香川県農地関係事務処理要領及び準則の一部改正」に伴い、農地の所有権移転をした後の3年3作の要件が廃止されました。基本的に3条で取得した農地はずっと農業するために3条で取得したもので、農業を継続して行っていただく話ですが、特別な事情があり、農地法3条で取得後3年を経過しなくても、転用申請が出せなくはないということになります。しかし3条申請で農地取得後すぐに転用申請を出されるなど、不合理な申請の時には詳しく経緯を聞くなり、今度は、農業振興地域や農地転用の条件に基づき転用申請の内容の精査を行うなどになり、周辺農地への影響も審査することになります。このように、国の方針により、農地法に基づく許可要件が変わりますので、ご報告いたします。以上です。

●会長（松岡繁君） この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、了解したということにします。

それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は1月27日金曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は2月6日月曜日、大口委員で、綾歌市民総合センター開催分は2月10日金曜日、松岡会長で、それぞれ9時から11時まで行い、飯山市民総合センター、本庁開催時に各1件の相談がありました。飯山市民総合センターでの相談の内容は、転用許可後の地籍調査による面積の変更についてでした。相談者は団地造成の話があり、農地を転用事業者にも所有権を移転する契約で転用申請を提出し転用許可がありました。その農地について地籍調査があり、業者に売却した時の面積より、184㎡ほど増となりました。相談は、売買価格は、この増えた面積を含んでの額にならないかとの相談でありました。これからの契約であれば、地籍調査後の面積で契約する可能性も考えられますが、すでに契約も交わされ、前金ももらっている状態と言われるので、変更は難しいのではないかとの話にもなりましたが、相談者は契約書等の内容のわかる書類は持参されておらず、話の内容の確認はできませんでした。いずれにしても、法律的な話になるので、書類を持参の上、社協が行っている法律相談などに行かれてはどうかと案内いたしました。次に、本庁開催時の相談ですが、相談者は9月、12月の農家相談に来られた方で、内容は同じ

農地の雑草雑木への対応の件でした。この農地については、何度か通知を送り、最近その荒れた農地の雑木の伐採や雑草の草刈が行われ、切った太い雑木が現地に固めて置かれ、雑草も田の真ん中あたりに集められていて、綺麗にはなりましたが、それを今度は焼くように委員会から言ってほしいという話でした。この農地については、9月に相談があったときに現地調査を行い、写真付きで所有者に通知をしましたが、連絡や対応がなく、12月に再度通知を送りました。その時は所有者の奥さんから電話があり、短期間に通知を二度も送るのは失礼でないかとの話もありました。しかしながら、連絡も対応もいただけてないので通知をさせていただいたと説明をして、最後には主人と対応を考え、新年の早いうちに連絡をくれるという話になりました。今回は連絡なく対応していただいたので現地の確認ができていなくて、相談者には現地確認はしますが、街中で雑木を焼却することは指導できないこと、農業委員会からは、周辺の農地に悪影響がないようにしていただき、適切に管理してもらう指導までになることを話しました。また、農地の所有者は、相談者の親戚と言われていたので、ここまで対応いただいているので、一度直接、話をされてはどうかと聞くと、相談者からはそうしてみますとの返事がありました。

次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は2月27日月曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は3月6日月曜日高吉委員で、綾歌市民総合センター開催分は3月10日金曜日、平池委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご意見もないようです。次に、報告2「農業委員・推進委員の募集要領」について事務局から説明いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 資料として、丸亀市農業委員会委員募集要領の見本、それから推進委員の募集要領の見本をご覧ください。提出様式については、3年前の募集要領からの変更点は、押印が不要になったことで、その他大きな変更はありません。まず、農業委員会募集要領の見本をご覧ください。農業委員の募集人員は、現在と同じ16名です。そのうち1名は、農業委員会所掌事務に利害関係を有しない者を任命します。委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。主な業務は、応募要領に載せている①から⑨の業務になります。報酬については記載の通りで、身分については非常勤の特別職公務員であり、守秘義務があります。裏面をご覧ください。推薦を受ける者及び応募する者の資格として、次のいずれかに該当するものは除きます。推薦、応募方法です。提出書類として、農業関係団体からの推薦の場合は、団体用の様式第1号を使います。それから、5人以上の農業者からの推薦の場合は、個人用の様式2号です。推薦者が5人を超える場合は別紙に記入してください。3枚目が本人からの応募の場合の様式3号です。3種類の様式があります。どの申請方法でも、様式の一番下に書いています、様式は自由ですが、

400字程度で、委員としての抱負の提出をお願いいたします。これも含めての選考となります。受付期間は、4月3日月曜日から5月1日月曜日までの約1か月間です。提出先は農業委員会事務局です。提出方法は、農業委員会事務局へ持参または郵送になります。募集要領及び申込書の入手方法です。3月下旬、3月総会後になりますが、次の窓口に置きます。農業委員会事務局、市役所案内所、綾歌・飯山市民総合センター業務担当、本島・広島市民センター、それから各コミュニティセンターとなります。また、市のホームページの農業委員会のサイトでもダウンロードできるようにします。また、推薦・応募状況を公表することが求められています。受付期間中及び期間の終了後にホームページで公表します。公表内容は(1)から(7)に書いている通りです。選考方法は、提出された書類を基に選考いたします。また、候補者評価委員会を開催する場合があります。選考結果は、令和5年6月末までに本人に書面で通知いたします。先月、認定農業者名簿をお渡ししましたが、農業委員はできるだけ認定農業者か農業法人の役員などをお願いいたします。次に、推進委員の募集要領です。募集人数は、現在と同じ30名です。農業委員については、地区割はありませんが、推進委員につきましては、それぞれ地区と定数があります。この定数の中で選考が行われます。主な業務は、①から⑨に記載の通りであります。報酬・身分・資格等は記載の通りです。推薦応募方法、その他については、基本的に農業委員と同じです。説明は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 2点、報告いたします。まず、「令和5年度の現地調査・定例総会・農家相談等日程表」をご覧ください。A4：表裏です。こちらが令和5年度の定例総会等の日程表です。現地調査、議案発送、農家相談などの年間の日程を載せています。通常総会は5月で、その日は通常総会を行い、引き続き定例総会を行います。また、7月は総会が19日と20日となっています。これは、19日は現在の委員に出席いただき、毎月の定例総会を行います。現在の委員の任期は7月19日までとなります。そして、20日が新委員の初めての総会で、市長から委嘱状をいただくようになります。委員によっては、2日続けてご出席いただく方もおられますが、よろしくをお願いいたします。裏面には、7月10日までの農家相談の委員の割り当てを載せています。続きまして、1月31日に実施した県外研修について、研修内容を報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） 参加できなかった委員もたくさんいらっしゃいますので、特に資料はありませんが、コロナ禍で3年ぶりとなった県外視察研修について簡単にレポートいたします。1月31日に農業委員8名、推進委員8名、事務局2名の計18名で、高知県南国市農業委員会と同じく南国市にありますJA高知県が設立した農業法人株式会社南国スタイルにお伺いしました。まず、南国市農業委員会では、ドローンを活用した農地パトロールについて説明していただきました。導入のきっかけとしては、目視確認が難しい農地の調査に委員が苦勞していたこと、また調査中のけがなどのリスクに対応するため、他市の導入事例

を参考に一式30万円で、1基導入したということです。ドローンをご覧になったことがある方もいらっしゃると思いますが、非常にコンパクトで障害物センサーもついてぶつからない、写真も撮れて、万一見失ってもボタン一つで戻ってくるなど、操作機能性に優れ、調査時間の短縮、委員の負担軽減といった調査効率の向上が図れるものであると感じました。それと、農業委員会がこうした話題を発信することにより、農業委員会の活動が「見える化」されて、農業利用推進の理解が深まる副次的効果も大きいのではと感じました。丸亀市では、パトロール調査での具体的な導入計画はありませんが、何年か後には、市内の圃場でも農業用ドローンによる農薬や肥料の散布などが日常の光景になるのかわかりませんが、農業分野における負担軽減、省力化ということで、こうした先進機器の活用については、常に関心を持っておく必要があると思いました。午後からお伺いした株式会社南国スタイルでは、JA出資型農業法人の取組と地域農業への役割についてご講義いただき、その後、高軒高次世代ハウスの中を見学させていただきました。南国スタイルは後継者不足や耕作放棄地解消のため、平成24年に発足した法人で、約30ヘクタール、圃場数で約300枚の農地を受託し、水稻や露地野菜を栽培されていました。地域の耕作できなくなった比較的条件の悪い農地を借り受けていて、こうした公共的な役割に加えて、主力事業として次世代ハウス約70アールで、電解水素水を使用した養液栽培で品質、付加価値が高いパプリカを約2万2000株栽培し、株式会社としての収益を確保されていました。見学させていただいたハウス内は高度な環境制御機能によるスマート農業を実現していて、防除、収穫等の作業工程も全て電動化されて、従業員の労働負担軽減が図られ、安全で快適な職場環境となっていました。ビニールハウス発祥の地と言われる高知県は、施設園芸農業で全国トップクラスの生産規模を誇り、莫大な資本を投入して、園芸団地化された施設が県内に複数あるとのことですが、農業を基幹産業として、産官学が一体となって先進的な取組をされているということが非常に特徴的でした。一方で本県本市において、農業の強みは何か、どこを伸ばしていくのか、今回の研修は、それを考えるきっかけになればと感じたところです。委員からもたくさん質問が出て、活発で非常に有意義な研修になったと思います。コロナ禍の制限がなくなってくるので、今後もこうした研修を計画として取り入れていきたいと思っています。以上、研修報告といたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。今年役員改選がありますので、現委員で任期中に農地パトロールをするようになります。以上で報告を終わります。

続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題として、  
議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第10号「許可後の事業計画変更申請について」、  
報告として、

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第4号「許可後の取消願について」、

報告第5号「許可申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供  
します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろし  
くお願いします。

議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は7件です。

1番、金倉町・・・面積167.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権  
移転を行うものです。申請地でニンニクを作付けする計画が提出されています。

2番、川西町北・・・面積713.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人  
へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でネギを作付けする計画が提出されています。

3番、垂水町・・・合計面積5,155.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権  
移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提示されています。

2ページにかけてになります。

4番、土器町西二丁目・・・面積394.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人  
へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提示されています。

5番、綾歌町富熊・・・合計面積15,824.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有  
権移転を行うものです。申請地でモモを作付けする計画が提出されています。

6番、飯山町東小川・・・合計面積160.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人  
へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

7番、飯山町川原・・・面積5,903.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でモモを作付けする計画が提出されています。なお、この案件は報告第3号6番に関連します。

以上7件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると思込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。1番の譲受人は県外ですが、大丈夫ですか。

●事務局長（小西裕幸君） ただ今の質問にお答えいたします。譲受人の住所が県外になっています。通作距離等がかなり長いということでもあります。こちらの方、奥さんは丸亀市内の方お住いで、それで譲受人であるご主人も月に何度か帰ってこられるという話でした。それで、農地法第2条第2項に、農家世帯の世帯員等は、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族に親族の行う耕作または養畜の事業に従事するその他の2親等以内の親族をいうと定められています。それで、譲受人の配偶者が金倉町で耕作に従事していますので、その世帯員等も譲受人である要件を満たすことになると思判断いたしました。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から7番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件7件は原案の通り許可することに決定しました。次に、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、3ページをお開きください。議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は6件です。

1番、金倉町・・・面積403.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和55年ごろ隣接する宅地で建物を増築した際、造成し一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によ

って、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年11月に農振除外申請がされています。農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、山北町・・・面積 333.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和42年ごろ隣接する宅地に住宅を建築した際、あわせて造成し宅地として利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、山北町・・・面積 138.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和42年ごろ隣接する宅地に住宅を建築した際、あわせて造成し宅地と一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、郡家町・・・面積 777.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

5番、垂水町・・・合計面積 219.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和30年頃造成し、貸進入路兼農道としてこれまで利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

6番、飯山町東坂元・・・合計面積 196.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和60年ごろ隣接する宅地の住宅を改築した際、造成し宅地と一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上6件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確

認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」整理番号1番から6番の案件につきまして、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、5ページをお開きください。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は23件です。

1番、金倉町・・・合計面積89.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和49年ごろ隣接する宅地の住宅を改築した際、あわせて造成し宅地と一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、使用貸借権の権利設定を行い、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年8月に、農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

2番、中津町・・・面積590.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

3番、山北町・・・面積1,061.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲4区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6ページにかけてになります。

4番、柞原町・・・合計面積2,785.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅11棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により

転用できるものと考えます。なお、この案件は報告第5号1番に関連します。

5番、川西町北・・・面積1,096.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

6番、郡家町・・・面積127.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

7番、郡家町・・・合計面積397.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、郡家町・・・面積1,322.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由による転用できるものと考えます。

9番、飯野町東分・・・合計面積1,059.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸事業用地の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、垂水町・・・面積271.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

11番、垂水町・・・合計面積4,354.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅15棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、垂水町・・・面積45.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地拡張の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年11月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計

画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番、垂水町・・・面積322.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

14番、塩屋町三丁目・・・面積967.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

15番、土器町西一丁目・・・面積1,540.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番、土器町西三丁目・・・面積299.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

17番、綾歌町岡田下・・・合計面積1,443.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル7基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページをお開きください。

18番、綾歌町栗熊東・・・面積215.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

19番、綾歌町富熊・・・面積370.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

20番、飯山町東小川・・・面積122.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成10年ごろ造成し駐車場として、これまで利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないこと知り、無断転用に該当することを知った申請者によって所有権移転を行い、無断転用の解消を図り、引き続き駐車場などとして利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

21番、飯山町西坂元・・・面積612.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11ページをお開きください。

22番、飯山町川原・・・合計面積351.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

23番、飯山町東坂元・・・面積19.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和60年ごろ隣接する宅地の建物を改築した際、造成し宅地と一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、所有権移転売買を行い、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上23件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、採決をいたします。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から23番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、本案件23件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、12ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」です。12ページから33ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて41件、筆数94筆、面積97,414.00㎡です。

詳細は表の通りとなっています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の決定」について、41件の各案件については、原案通り処理していくことにいたします。

続いて、議案第10号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、34ページをお開きください。議案第10号「許可後の事業計画変更について」です。案件は1件です。

1番、飯野町東二・・・合計面積3,498.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年3月9日、分譲住宅15棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） ないようですので、議案第10号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番の案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上県へ進達することといたします。

それでは、報告事項に移ります。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第4号「許可後の取消願について」、報告第5号「許可申請の取下願について」は事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、35ページをお開きください。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は6件です。

1番、土器町西二丁目・・・合計面積1,223.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、経営規模縮小の

ため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番、土器町西二丁目・・・面積905.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

36ページをお開きください。

3番、垂水町・・・面積229.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

4番、土器町西一丁目・・・面積1,540.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地法3条に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

37ページをお開きください。

5番、綾歌町岡田西・・・合計面積579.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

6番、飯山町川原・・・面積5,903.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、農地法第3条申請で他の者に売却するため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。なお、議案第6号7番で説明したものです。

38ページをご覧ください。

報告第4号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、飯山町下法軍寺・・・合計面積1,323.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年12月20日に、農地法3条許可を受けていたものですが、錯誤により取消したいとの取消願が提出されたものです。

続いて、39ページをお開きください。

報告第5号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、柞原町・・・合計面積2,735.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に特定建築条件付売買予定地住宅11棟の建築整備を行う計画で、令和4年12月の第70号議案で農地法5条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の変更により、許可申請の取下願があったものです。なお、議案8号4番で説明した通りです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁） 特にないようですので、報告事項を終わります。以上で2月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例総会等の開催日程についてお知らせします。まず、現地調査ですが、農地転用等の申請の締切が3月3日金曜日になります。それで3月は土日を挟んで、7日火曜日に現地調査を行います。関係委員には、6日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。また、来月の定例総会は3月20日月曜日の午前9時30分から、会場を昨年1回だけ使いましたお城の前の生涯学習センターの4階講座室1で行います。この回については、推進委員も同席いただき全体で行います。そして、総会終了後に1時間程度ですが、農業会議から講師を呼んで、来年度、皆様に農地調査の時に使っていただくタブレットの利用方法について説明していただきます。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。また通知には、位置図も同封しますので、そちらも参考にして会場へお越しください。本日はどうもありがとうございました。

（午前10時45分終了）